泉大津品質保証マーク品質基準（その１）

第2版

日　本　毛　布　工　業　組　合

（その１）毛布類（毛布及び毛布生地を使用したもの）

1.　対　　象

① 主要素材は日本で製織，製編された毛布に適した優良な生地を使用し、織・編むら、織・編きず、染むら、汚れ等の欠点がなく、２及び３の基準に適合したものであること。

② 各種仕上げ加工、縫製加工等の全てが日本で行なわれていること。

2.　基準（生地・製品）

試験項目		試験方法	判　定　基　準	備　　考
組　　成		JIS L 1030	表示に対して適正であること。	
染色堅ろう度 注1	耐　光	JIS L 0842 第３露光法	４級以上 （淡色・鮮美色は３級以上）	
	洗　濯 （注２）	JIS L 0844 Ａ－２号・Ａ－1号	変退色４級以上，汚染３級以上	洗濯するものに適用。 毛・絹素材はＡ－1号
	汗	JIS L 0848	変退色４級以上，汚染３級以上	
	摩　擦	JIS L 0849 Ⅱ型	乾燥４級以上 （濃色・顔料プリントは乾燥３級以上）	淡色のものは除外。
	ドライクリーニング	JIS L 0860 Ａ－１法 セキユ系表示のものはB－１法	変退色４級以上，汚染３－４級以上	ドライクリーニングするものに適用。
	塩素処理水	JIS L 0884　Ａ法	変退色３級以上	セルロース系繊維に適用
物性	引張り強さ	JIS L 1096 Ａ法 ストリップ法	１２０Ｎ以上	織物に適用。
	破裂強さ	JIS L 1018 Ａ法 ミューレン形法	５００ＫＰａ以上	編物に適用。

<table>
<tr><td rowspan="3">耐洗濯性</td><td>外観・風合い・縫製</td><td rowspan="6">洗い方は取り扱い表示に従う。（水洗い及びドライ表示がある場合、水洗いを優先）</td><td>異常がないこと。</td><td rowspan="3">洗濯するものに適用。</td></tr>
<tr><td>染色堅牢度</td><td>変退色４級以上</td></tr>
<tr><td>寸法変化率</td><td>±５％以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐ドライクリーニング性</td><td>外観・風合い・縫製</td><td>異常がないこと。</td><td rowspan="3">ドライクリーニングするものに適用。</td></tr>
<tr><td>染色堅牢度</td><td>変退色４級以上</td></tr>
<tr><td>寸法変化率</td><td>±５％以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">表　　示</td><td></td><td>家庭用品品質表示法並びに毛布の表示に関するガイドラインに基づき適正に行われていること。特に、毛羽部分表示に際しては組合自主基準基（注３）に基づき適正に行われていること。</td><td>法律規制があるものはそれに従っていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">寸法表示</td><td colspan="2">許容範囲　＋３％　－１％　又は　＋３㎝　－１ｃｍのいずれか大きい数値。ニット、キルト製品については＋5%　－3%　又は　＋5㎝　－3ｃｍ　のいずれか大きい数値。（但し、当該製品であることを付記した場合に限る）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">縫　　製</td><td colspan="2">別に定める基準に基づき適切に行われていること。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">安全性</td><td>ホルムアルデヒド</td><td>JIS L 1041
アセチルアセトン法
（厚生省令第34号）</td><td>乳幼児用　A－A $_0$ ＝0.05以下</td><td>生後24ヶ月以下の乳幼児用に適用</td></tr>
<tr><td colspan="4">染色剤、各種加工剤等の仕様に際しては、法規制、行政指導に従っていること。</td></tr>
</table>

注　1. 草木染め等天然染料による染色及び自然色並びに濃色については基準を定めない。
　　但し、基準以下の商品についてはその旨のデメリット表示を行わなければならない。

注　2. 染色堅ろう度洗濯試験の使用洗剤は次のとおりとする。
　　①　Ａ－１号：中性洗剤（標準仕様濃度）
　　②　Ａ－２号：0.1%弱アルカリ性コンパクト洗剤

注　3. 組合自主基準：「よこ糸とたて糸に異素材を使用した織毛布で緯糸が毛羽部分である旨を付記することができるのは、たて糸比率が２０％以下の緯二重織毛布」と定めている。

3.　縫製基準等（基本）

区　　分	基　　準
1．付属材料	各付属材料は主材料に適した優良なものでものであること。 ①レース・テープ・織りネーム・ヘム地等は洗濯　又は　ドライクリーニング等に耐えるものであること。 ②縫い糸は次の通りであること。 A　生地　及び　使用箇所に適した素材・強度の糸を用いていること。 B　使用・洗濯・ドライクリーニング等に耐える寸法変化率の少ない糸を用いていること。 ③ネーム付けを含め、全てモノフィラメント糸は使用していないこと。
2．裁　　断	①布目曲がりが目立たないこと。
3．縫　　製	①運針数は３ｃｍ間の標準縫い目数で表わし、使用生地・使用箇所に適したものであること。 A　ヘム縫い　　本縫い　　８針/３ｃｍ　以上 B　はぎ合わせ縫い　本縫い　　１０針/３ｃｍ　以上 C　スカラ縫い　　８針/３ｃｍ　以上 ②縫い代は縫い合わせ箇所に適したものであること。　夜着毛布などのはぎ合わせ部分は１．５ｃｍ以上であること。 ③縫いとび・縫いはずれがないこと。 ④縫い目曲がりが目立たないこと。 ⑤縫い始め・縫い終りは返しミシン　又は　縫い止めが完全にしてあること。 ⑥編地の場合、地糸切れがないこと。 ⑦ほつれの恐れがあるものは、すべて断ち目かがりがしてあること。
4．縫製後の整理･仕上げ	①縫い糸の始末が完全であること （縫い糸端の始末は０．５ｃｍ以内） ②糸くずその他異物の混入がないこと。
5．きず・汚れ	①はさみきず等がないこと。 ②汚れ・しみが目立たないこと。
6．札付・包装	①吊札等は簡単に取れないように取り付けてあること。 ②包装袋等は製品の大きさに適していること。 ③ベビー用はホルムアルデヒドの移染がないように包装してあること。

※　本縫製基準等については、自主検査とする。

平成30年9月20日改訂